

東京都感染拡大防止協力金（第2回）について

よくあるお問い合わせ

○ 誰がこの協力金を受け取れるのですか？

今回延長された「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業、個人事業主及びNPO法人等が、休業の要請等に全面的な協力をいただいた場合に受け取れます。

○ 5月7日から休業していないと、協力金は支給されないのですか？

令和2年5月7日(木)から緊急事態措置期間中において休業(飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮)にご協力をいただく必要があります。

○ 申請書はどこでもらえますか？

第2回の申請書は、6月17日(水)からWEB申請サイトで入手することができます。また、最寄りの都税事務所、都庁第一本庁舎1階受付でも受け取ることができます。

○ 第1回の協力金を受給しましたが、第2回も申請できるのですか？

この協力金はそれぞれの期間に応じて設定していますので、対象の期間において休業の要請等に全面的に協力いただいている場合には、第2回目も受け取ることができます。

○ 申請には、第1回と同じ添付書類が必要でしょうか？

今回申請する店舗・施設が第1回と同じ方については、提出書類を簡素化する予定です。

○ 第1回の申請と第2回の申請を一緒に提出することはできますか？

第1回の申請受付期間は、6月15日(月)まで(当日消印有効)です。第2回の受付開始は6月17日(水)からとなっているため、一緒に提出することはできません。